

附属機関等の会議の公開について

春 日 井 市

目 次

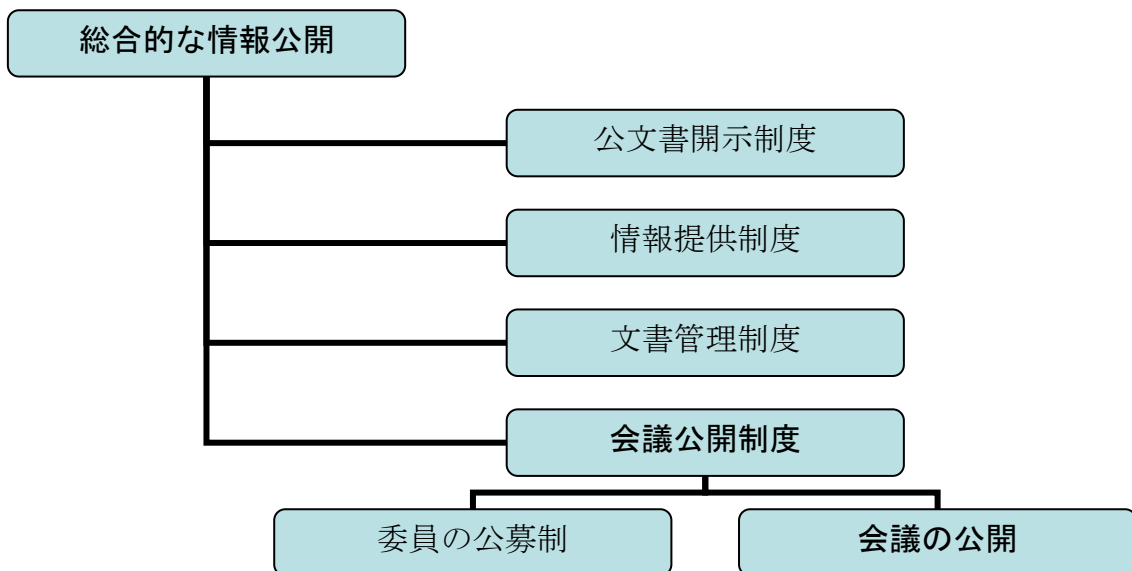
	頁
第1 会議公開制度の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2 春日井市附属機関等の設置等に関する指針(抜粋)・・・	3
第3 春日井市情報公開条例(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第4 標準傍聴要領及び様式	
○ 傍聴要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
○ 傍聴簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10

第 1 会議公開制度の基本的な考え方

1 目的

総合的な情報公開の一環として、附属機関、懇話会（以下「附属機関等」という。）の会議を公開することにより、市の行政運営の公開性の向上と公正の確保を図り、もって市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現に資することを目的とする。

【総合的な情報公開の体系図】



2 対象となる会議

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより、調停、審査、諮問又は調査のため市が設置する機関をいう。
- (2) 懇話会 要綱等の定めるところにより、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、市が設置するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 市職員のみを構成員として組織されているもの
 - イ 関係機関との連絡調整を主な目的とするもの
 - ウ 実行委員会等、イベント等を実施するために組織するもの

エ 市職員の研修、研究等を主な目的とするもの

3 会議の公開の基準

附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 法令又は条例の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 春日井市情報公開条例（平成 12 年春日井市条例第 40 号。）第 7 条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 公開又は非公開の決定

附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、春日井市附属機関等の設置等に関する指針に基づき、附属機関にあつては附属機関の長が当該会議に諮って行い、懇話会にあつては市長が行うものとする。

5 会議開催の周知

附属機関等は、公開する会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の 2 週間前までに広報、ホームページ等により、開催日時その他必要な事項を市民に周知するものとする。

第2 春日井市附属機関等の設置等に関する指針（抜粋）

春日井市附属機関等の設置等に関する指針

（趣旨）

第1条 この指針は、公正で透明性のある市政の推進を図るため、附属機関及び懇話会（以下「附属機関等」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この指針において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより、調停、審査、諮問又は調査のため市が設置する機関をいう。

2 この指針において「懇話会」とは、要綱等の定めるところにより、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、市が設置するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 市職員のみを構成員として組織されているもの
- (2) 関係機関との連絡調整を主な目的とするもの
- (3) 実行委員会等、イベント等を実施するために組織するもの
- (4) 市職員の研修、研究等を主な目的とするもの

〔一部省略〕

（会議の公開）

第12条 附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 法令又は条例の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号。）第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

（公開又は非公開の決定）

第13条 附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定により、附属機関にあつては附属機関の長が当該会議に諮って行い、懇話会は市長

が行うものとする。

- 2 附属機関及び市長は、会議を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第14条 附属機関等の会議の公開は、会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴手続、遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

- 3 附属機関等は、会議資料を傍聴者に配付し、又は閲覧に供するものとする。ただし、不開示情報が記録されているものを除く。

(会議開催の周知)

第15条 附属機関等は、公開する会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の2週間前までに、次に掲げる事項を広報、ホームページ等により市民に周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴定員
- (6) 傍聴手続
- (7) その他必要な事項

(会議資料等の公開)

第16条 附属機関等は、会議資料及び当該会議の議事録又は議事要旨を公開するよう努めなければならない。ただし、不開示情報が記録されているものを除く。

(施行の状況の公表)

第17条 この基準に基づく附属機関等の会議の公開の施行の状況は、毎年度市長が取りまとめ公表するものとする。

※ 指針のうち、会議公開制度に係る部分を抜粋しています。

第3 春日井市情報公開条例(抜粋)

春日井市情報公開条例

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令又は条例の規定により公にすることができない情報
(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)

あって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画、若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)より特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する道立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。)

エ 当該個人が、実施機関が行う事務又は事業で予算の執行を伴うものの相手方である場合において、当該情報がこの条例の目的に即し公にすることが特に必要であるものとして実施機関が定める情報に該当するとき

は、当該情報のうち、当該相手方の役職(これに類するものを含む。以下同じ。)及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分(当該相手方の役職及び氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。)

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- (5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人その他公共団体(以下「国等」という。)との間における協力、協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

- (6) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (7) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害

するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第4 標準傍聴要領及び様式

標準とする傍聴要領及び様式を次のとおり定めるので参考としてください。
必要に応じて記載事項等を変更しても差し支えありません。

- 1 標準傍聴要領
- 2 傍聴簿

標 準 傍 聴 要 領

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻の5分前までに会議室に参集し、傍聴簿に必要事項を記入の上、入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

2 傍聴者の遵守事項

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するときには、次の事項を守ってください。
 - ア 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
 - ウ 飲食又は喫煙を行わないこと。
 - エ 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
 - オ その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- (2) 傍聴者が上記の事項に違反した場合又は係員の指示に従わない場合は、退場してもらうことがあります。

傍 聴 簿

整理番号

住 所	
氏 名	

※ 記入後、職員へお渡してください。